



大分きれい100選「春の風を感じつつ」

基本計画

各論

各論の構成について

各論では、基本的な政策の体系に沿って、施策ごとに、動向と課題、基本方針、主な取組、目標設定を掲げています。

【動向と課題】

その施策をめぐる現状や背景となる社会経済動向、そして今後の課題などを掲げています。

【基本方針】

施策を進める上での基本的な方針を掲げています。

【主な取組】

基本方針に沿って施策を進める上での主な取組を記載しています。

ここに掲げた取組に加え、施策の進ちょく状況を見ながら、市民のニーズに沿った新たな取組も柔軟に進めることで、より効果的な施策の実現を目指します。

【目標設定】

施策の進ちょくが分かりやすいよう、数値で目標を表しています。

目標値は、事業を進めるに当たっての努力目標であり、今後の事業の進め方や予算措置を拘束するものではありませんが、施策の進ちょく状況を測る指標として活用します。

動向と課題

基本方針

主な取組

目標設定

第1章 社会福祉の充実

第1節 地域福祉の推進

動向と課題

わが国においては、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化しているなか、地域のつながりが希薄になるとともに、層々の価値観は多様化し、地域における相互扶助機能が低下しています。また、地域福祉の担い手不足、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯の孤立化など、新たな課題も表面化しつつあります。

一方で、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識はますます高まり、地域における福祉サービスに対するニーズは複雑かつ多様化しており、このような社会構造の変化や市民意識に対応した地域福祉施策が求められています。

本市においては、自分の意思と責任において自分らしい生き方や幸せを追求する「自決」を基本としつつ、ボランティアやNPO活動などによる社会的な助け合いによる「共助」、そして、行政による「公助」、これら3つの要素のバランスがとれた、地域で支え合い、助け合うネットワークづくりを推進しています。また、ますます複雑かつ多様化する市民ニーズに対応するため、これまで以上に保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携を強化し、市民サービスの一層の向上に努める必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、届がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることのできる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

主な取組

▶▶▶ 小地域での福祉のネットワークづくり

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等と連携を図りながら、地域のコミュニティ活動を活性化し、地域福祉活動への市民参加を促進します。
- 日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や、仲間づくりのための交流の場をつくります。

▶▶▶ 地域福祉の担い手づくり

- ボランティアなど地域で活動する人を支援し、研修・指導体制を整備するとともに、活動の活性化を図ります。
- 地域福祉を推進するリーダーや、専門的かつ高度な知識・技術を有する人材の育成・確保に努めます。
- あらゆる場面をとらえて福祉教育を推進し、市民の福祉活動への理解を深め、お互いが支え合い、助け合う心の醸成に努めます。

目標設定

福祉協力員を配置している校(区)社会福祉協議会の数

現状値 (2018年度)	目標値 (2019年度)
5 校区	20 校区

用途解説

▶▶▶ Non-Profit Organization の場で、民間非営利組織、営利を目的としない、公益的な活動を行う民間組織のこと。

▶▶▶ 福祉教育・福祉活動

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された、近隣の地方公共団体、地域福祉の推進に寄与し、福祉の向上に寄与する民間ボランティアの紹介・相談活動、児童虐待の発見・通報等、さまざまな活動に取り組んでいる。

▶▶▶ 民間福祉活動支援者

市民の福祉が目的である活動者(活動者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者)のうち、市民が民生し、または市民が発達するおそれがある場合に自ら関与することや活動で、その活動が当該地域福祉の推進に寄与し、福祉の向上を促す一定の要件(障1種身体障害者手帳、要介護認定3～5級)に該当する人。

▶▶▶ 福祉教育活動

おむね4歳以上のこを活動対象とし、自治会や民生委員等と連携しながる地域のこどもたちを支援する活動を指す。福祉教育は福祉活動を支える重要な要素であり、市民の福祉活動の推進に寄与する。地域の実情に応じて校(区)社会福祉協議会などと連携し、地域支援活動を行っている。